

介護保険住宅改修費受領委任払取扱に関する誓約書

雲南広域連合長 様

住 所 雲南市木次町里方〇〇-△△

事業者

名 称 広域建設 株式会社

登録関係の届出は営業所・支店ごとに提出してください。

※事業者欄には、法人等の代表者として記入してください。

代表者氏名 広域 太郎

被保険者（申請者）から受けるにあたり、下記事項を遵守することを

記

- (1) 事業者は、住宅改修の提供に関して、関係法令及び雲南広域連合介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払取扱要綱を遵守すること。
- (2) 事業者は、被保険者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案し、適切な住宅改修を行うよう努めること。
- (3) 事業者は、住宅改修を行うに当たっては、本広域連合、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護サービス事業者、保健医療サービスを提供する者及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (4) 事業者は、住宅改修の着工前に、あらかじめ、「住宅改修が必要と認められる理由書」作成のために、被保険者の居宅介護支援を担当している居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援を担当している介護予防支援事業者又は他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及びその他住宅改修についての専門的知識及び経験を有する者（以下「担当の居宅介護支援事業者等」と必ず打合せを行うこと。
- (5) 事業者は、正当な理由なく受領委任払いによる住宅改修の提供を拒まないこと。
- (6) 事業者は、住宅改修の着工前に、あらかじめ、その住宅改修の内容、箇所及び規模、費用等内訳がわかるよう明記した住宅改修に要する費用の「見積書」を作成し、その被保険者又は家族に対し説明を行い、了承を得ること。
なお、被保険者若しくは家族又は担当の居宅介護支援事業者等が複数の事業者から見積りを取り寄せる場合にも住宅改修に要する費用の「見積書」を作成すること。
- (7) 事業者は、住宅改修に要する費用の「見積書」の記載内容に変更があった場合は、速やかに、その変更の内容を被保険者又は家族に通知するとともに、担当の居宅介護支援事業者等と連携して、その変更の内容が住宅改修費の給付対象となるかどうか本広域連合と協議すること。
なお、その際、変更後の住宅改修に要する費用の「見積書」を作成し、その被保険者又は家族に対し説明を行い、了承を得ること。
- (8) 事業者は、住宅改修費については、被保険者から自己負担額（1割、2割または3割）の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過して徴収しないこと。また、その支払いを受けた際、住宅改修に要した費用に係る「領収証」を発行すること。
- (9) 住宅改修費を受領委任払いにより受給する被保険者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を本広域連合に通知すること。
ア 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
イ 正当な理由なく、住宅改修を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
- (10) 事業者は、被保険者又はその家族から苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その際、担当の居宅介護支援事業者等と連携するほか、本広域連合との協力により適切な対応を行うこと。
- (11) 事業者は、被保険者に係る住宅改修に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事態が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (12) 事業者は、住宅改修について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとならないこと。
- (13) 事業者は、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力に属さず、関係を有さず、又第三者を利用して反社会的な行為はしないこと。
- (14) 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た被保険者又はその家族の秘密を漏らさないこと。なお、従業者又は従業者であった者も同様である。
- (15) 事業者は、その名称及び所在地並びに代表者等、この誓約書の内容に変更があったときは、速やかに「介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録変更等申請書」により広域連合長に届け出ること。